

平成25年 9 月 定例市議会議案集

(平成25年 9 月 3 日提出)

- 議案第18号 平成24年度延岡市一般会計歳入歳出決算の認定 (別冊)
- 議案第19号 平成24年度延岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 (別冊)
- 議案第20号 平成24年度延岡市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定 (別冊)
- 議案第21号 平成24年度延岡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 (別冊)
- 議案第22号 平成24年度延岡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 (別冊)
- 議案第23号 平成24年度延岡市水道事業会計利益の処分及び決算の認定 (別冊)
- 議案第24号 平成24年度延岡市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 (別冊)
- 議案第25号 平成25年度延岡市一般会計補正予算 (別冊)
- 議案第26号 平成25年度延岡市国民健康保険特別会計補正予算 (別冊)
- 議案第27号 平成25年度延岡市介護保険特別会計補正予算 (別冊)
- 議案第28号 平成25年度延岡市下水道事業会計補正予算 (別冊)
- 議案第29号 延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第30号 延岡市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第31号 延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例及び延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第32号 延岡市清掃施設条例の一部を改正する条例の制定

- 議案第33号 財産の取得
- 議案第34号 町の区域の変更
- 議案第35号 訴えの提起
- 議案第36号 議決事項の一部変更
- 議案第37号 字の区域の変更
- 議案第38号 工事請負契約の締結
- 議案第39号 工事請負契約の締結
- 報告第5号 延岡市土地開発公社の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第6号 公益財団法人延岡総合文化センターの経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第7号 一般財団法人延岡市高齢者福祉協会の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第8号 株式会社ヘルストピア延岡の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第9号 有限会社延岡市リサイクルプラザゲン丸館の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第10号 一般財団法人速日の峰振興事業団の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第11号 一般財団法人北浦町農業公社の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第12号 北浦総合産業株式会社の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第13号 株式会社北川はゆまの経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第14号 一般社団法人北川町畜産公社の経営状況に関する書類の提出 (別冊)
- 報告第15号 専決処分の報告

議案第29号

延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(延岡市税条例の一部改正)

第1条 延岡市税条例（平成4年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第42条の2第1項中「当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第42条の5第1項中「当該年度の前年度において第42条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第35条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）」に改める。

附則第7条第4項中「又は第30条の2第1項」を「、第29条の2第1項又は第30条第1項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、附則第29条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「附則第30条の2第1項」を「附則第30条第1項」に改める。

附則第7条の2第4項中「又は第30条の2第1項」を「、第29条の2第1項又は第30条第1項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、附則第29条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「附則第30条の2第1項」を「附則第30条第1項」に改める。

附則第8条の4中「附則第29条第1項」の次に「、附則第29条の2第1項」を加え、「附則第30条の2第1項」を「附則第30条第1項」に改める。

附則第22条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第18条第1項」

に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「第34条の2」を「第19条」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、同条第3項中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第29条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第29条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第29条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対

し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第29条第1項」とあるのは「附則第29条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第29条の3から第30条までを削る。

附則第30条の2第2項中「附則第30条の2第1項」を「附則第30条第1項」に改め、同条を附則第30条とする。

附則第30条の3を削る。

附則第30条の4第2項中「附則第30条の4第1項」を「附則第30条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第30条の4第3項」を「附則第30条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第30条の4第3項」を「附則第30条の2第3項」に、「附則第30条の4第4項」を「附則第30条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第30条の4第3項」を「附則第30条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第30条の4第3項」を「附則第30条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第30条の4第3項」を「附則第30条の2第3項」に改め、同条を附則第30条の2とする。

附則第30条の5を削る。

（延岡市国民健康保険税条例の一部改正）

第2条 延岡市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第7項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項の株式等」を「附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第9項及び第10項を削り、附則第11項を附則第9項とする。

附則第12項を削り、附則第13項を附則第10項とし、附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第13項とし、附則第18項から第23項までを4項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中延岡市税条例第42条の2第1項及び第42条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (2) 第1条中延岡市税条例附則第7条第4項、第7条の2第4項、第8条の4、第22条及び第29条から第30条の5までの改正規定並びに第2条、次条第3項及び附則第3条の規定 平成29年1月1日

(延岡市税条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の延岡市税条例（以下「新条例」という。）第42条の2及び第42条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項にお

いて「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第8条の4、第22条及び第29条から第30条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(延岡市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の延岡市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

延岡市手数料条例の一部を改正する条例の制定

延岡市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市手数料条例の一部を改正する条例

延岡市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第78号の7中「第8条第1項」を「第17条第1項」に、「第9条第2項」を「第18条第2項」に、「第8条第4項」を「第17条第4項」に改める。

附 則

この条例は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）の施行の日から施行する。

議案第31号

延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例及び延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例及び延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例及び延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第1条 延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例(平成17年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第9条中「14.5パーセント」の次に「(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和52年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「14.5パーセント」の次に「(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年

における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
（延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の延岡市公共下水道事業受益者分担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
（延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の延岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第32号

延岡市清掃施設条例の一部を改正する条例の制定

延岡市清掃施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市清掃施設条例の一部を改正する条例

延岡市清掃施設条例（昭和58年条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中延岡市川島埋立場の項を次のように改める。

延岡市北方最終処分場	延岡市北方町笠下寅69番地
------------	---------------

第3条の見出し中「使用」を「搬入」に改め、同条第1項中「して処理」を削り、同条第2項中「使用」を「搬入」に改める。

附 則

この条例は、平成26年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

議案第33号

財産の取得

財産を下記のとおり取得します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤正治

記

財産の名称	高規格救急自動車
財産の数量	1台
取得金額	34,101,708円
取得の相手方	宮崎市大字芳士字谷口692番地17 宮崎トヨタ自動車株式会社 代表取締役 佐土嶋 恒夫

議案第34号

町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、延岡市内の町の区域を下記のとおり変更します。

平成 25 年 9 月 3 日 提出

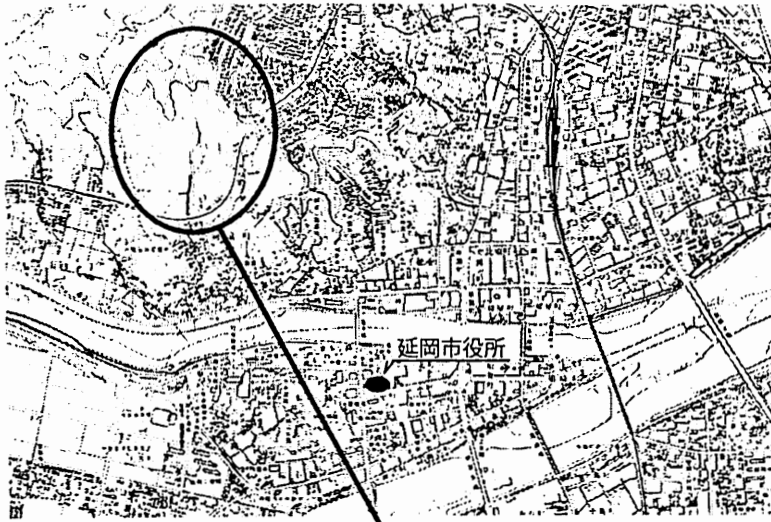
延岡市長 首藤 正 治

記

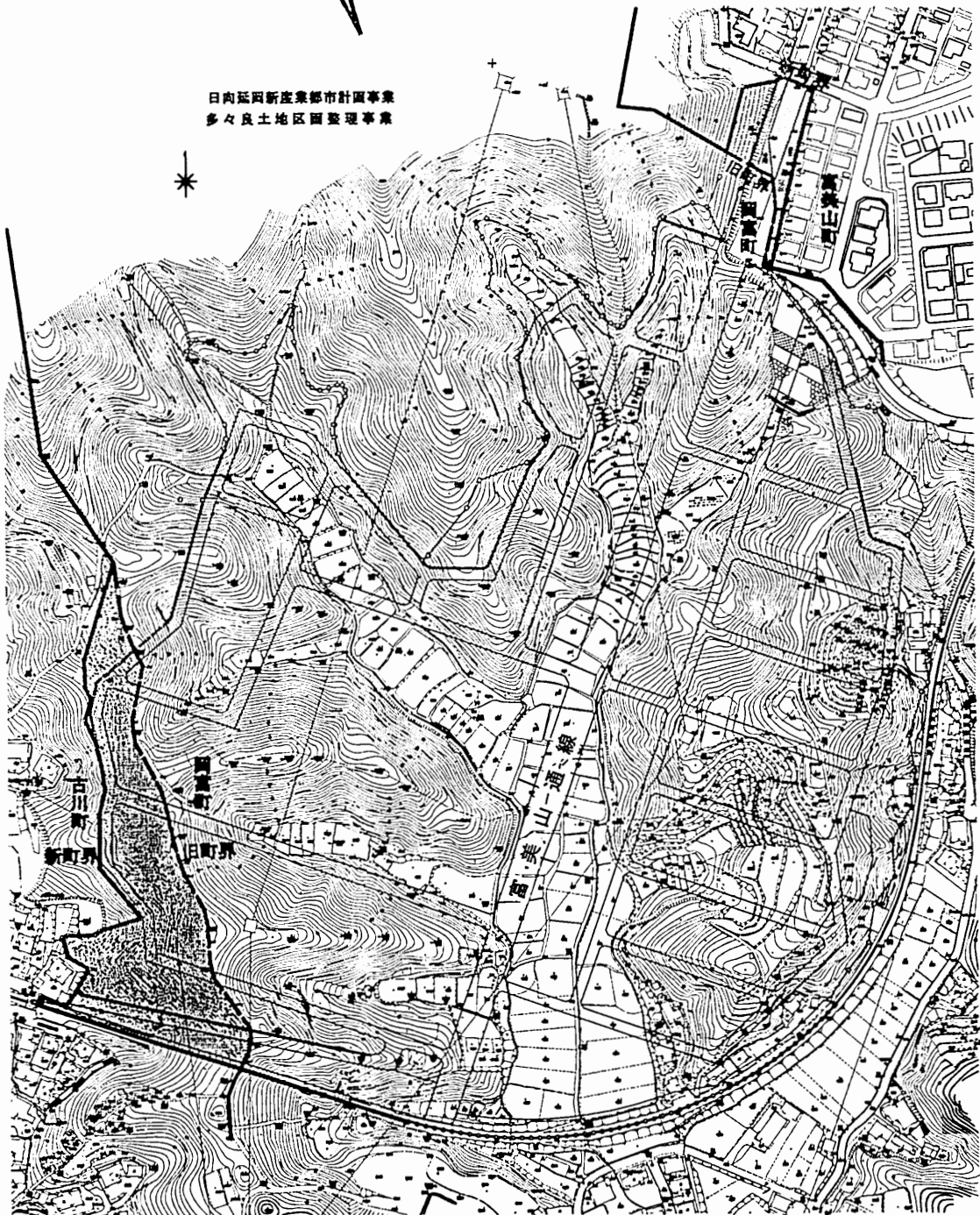
延岡市岡富町に編入する区域

町名	地 番
古川町	370 の 5、370 の 6、370 の 14、370 の 23 から 370 の 25 まで、 411 の 1、411 の 2、412 の 1、412 の 2、485 の 1
富美山町	894 の 11、951 の 87、1775 の 360、1775 の 361、1775 の 455、 1775 の 517、1775 の 523
及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部	

上記地番は、平成 25 年 6 月 12 日現在の登記簿による。



日向延岡新産業都市計画事業
多々良土地区画整理事業



岡富町に編入する区域

議案第35号

訴えの提起

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり訴えを提起します。

平成 25 年 9 月 3 日 提出

延岡市長 首藤 正治

- 1 被告となるべき者の住所及び氏名
延岡市昭和町二丁目 2201 番地

吉 田 博 文

- 2 請求の要旨

被告に対し、入居中の市営住宅を明け渡すとともに、滞納家賃、督促手数料、延滞金及び訴訟費用を支払えとの判決を求める。

- 3 訴訟遂行の方針

- (1) 第 1 審の結果必要がある場合は上訴する。
- (2) 訴訟において必要があれば和解する。

議案第36号

議決事項の一部変更

議決事項の一部を下記のとおり変更します。

平成 25 年 9 月 3 日 提出

延岡市長 首藤正治

記

平成 23 年 7 月 6 日 議決「工事請負契約の締結」（新最終処分場本体造成工事）
中の金額「1,461,600,000 円」を「1,500,600,000 円」に変更する。

議案第37号

字の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、延岡市内の字の区域を別紙のとおり変更します。

平成 25 年 9 月 3 日 提出

延岡市長 首藤 正治

1 延岡市北川町川内名字ヒグリに編入する区域

	字	地番
北川町川内名	舞見田上ミ	6423 の 1 の一部、6423 の 4、6424 の一部
及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部		

2 延岡市北川町川内名字舞見田上ミに編入する区域

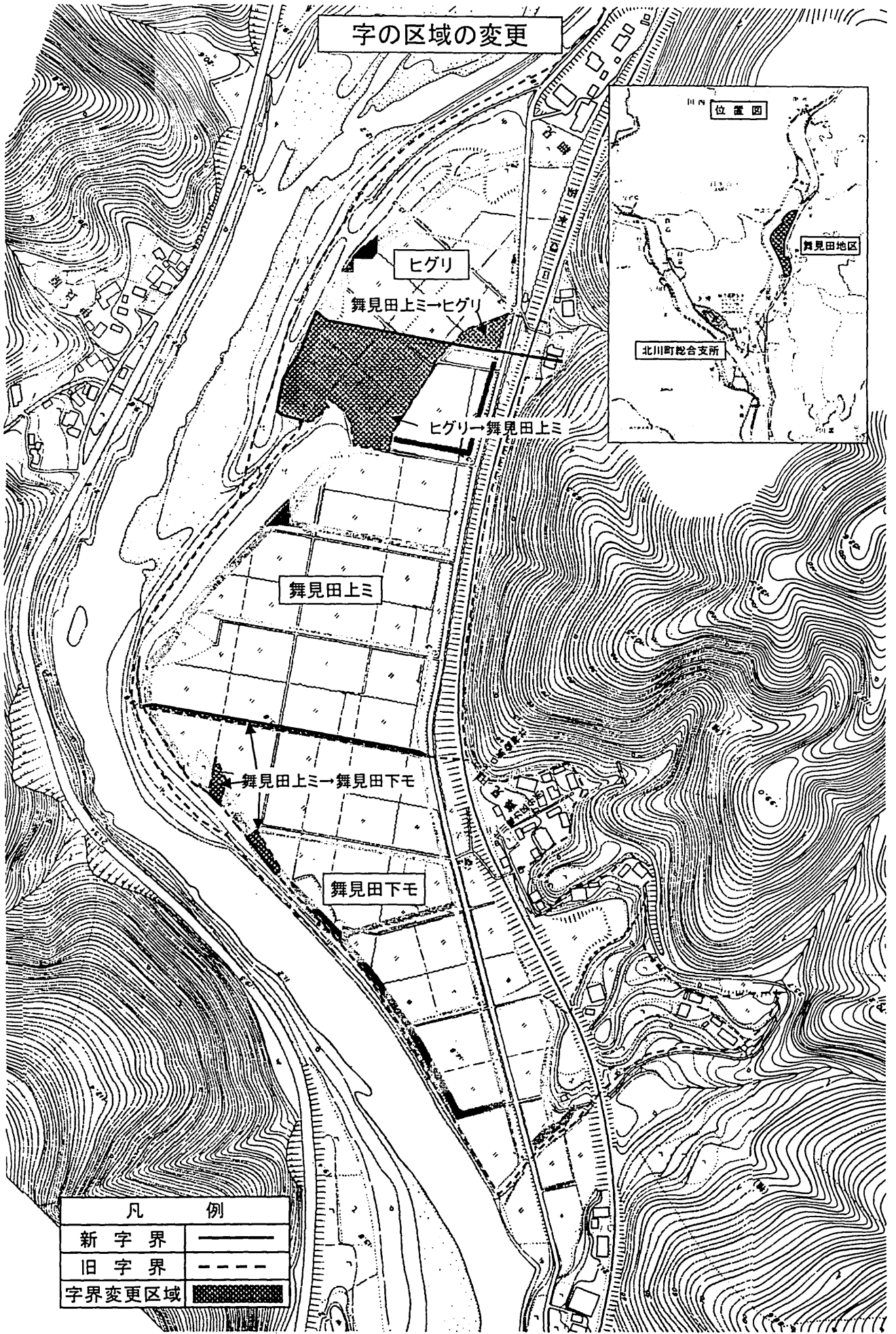
	字	地番
北川町川内名	ヒグリ	6443 の 1 から 6443 の 3 まで、6444 の 1 から 6444 の 3 まで、6445 から 6449 まで、6449 の 1、6450 から 6452 まで、6453 から 6460 までの各一部、6467 の 4 の一部、6467 の 6
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

3 延岡市北川町川内名字舞見田下モに編入する区域

	字	地番
北川町川内名	舞見田上ミ	6333 の 2、6333 の 3、6333 の 5、6334 の 1 の一部、6334 の 3 の一部、6335 の一部、6337 の一部、6338 の一部、6340 の一部、6342 から 6345 までの各一部、6348 から 6350 までの各一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

上記地番は、平成 25 年 7 月 22 日現在の登記簿による。

字の区域の変更



凡 例	
新字界	————
旧字界	- - - -
字界変更区域	■

工事請負契約の締結

工事請負契約を下記のとおり締結します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤 正治

記

工事の名称	東小学校校舎新增改築 建築主体工事
契約金額	635,250,000円
契約の相手方	加行・大喜・吉本・朋幸特定建設工事共同企業体 (代表構成員) 延岡市緑ヶ丘三丁目15番33号 株式会社加行建設 代表取締役 安 在 博 文 (第1構成員) 延岡市浜町290番地2 株式会社大喜建設 代表取締役 吉 本 哲 (第2構成員) 延岡市浜町5451番地1 吉本建設合名会社 代表社員 高 橋 拓 男 (第3構成員) 延岡市大貫町四丁目2943番地2 朋幸産業株式会社 代表取締役 橋 本 計

議案第39号

工事請負契約の締結

工事請負契約を下記のとおり締結します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤正治

記

工事の名称	西階中学校校舎新增改築 建築主体工事
契約金額	881,895,000円
契約の相手方	村上・黒木・久米・高見特定建設工事共同企業体 (代表構成員) 延岡市大武町1375番地1 村上建設工業株式会社 代表取締役 村上 芳 功 (第1構成員) 延岡市野田町5258番地 株式会社黒木工務店 代表取締役 黒木 彰 敏 (第2構成員) 延岡市須崎町2番地10 株式会社久米建設 代表取締役 久米 隆 志 (第3構成員) 延岡市日の出町一丁目6番地17 株式会社高見工務店 代表取締役 高見 芳 忠

報告第15号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成25年9月3日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年8月5日

延岡市長 首藤正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市土々呂町一丁目67番地 藤本 剛英
損害賠償額	72,203円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成25年7月8日 午前10時30分頃
事故発生場所	延岡市緑ヶ丘五丁目11番6号
事故の概況	本市職員が資源物収集車で現場に到着した際、路上に駐車していた相手方車両に接触し、同車両を損傷したものの。